

参院緊急集会 憲法審で討議

任期延長巡り

参院憲法審査会が五日、今回で初めて開かれた。与野党が緊急事態条項の新設を巡り、憲法で定める「参院の緊急集会」をテーマに討議。自民党は平時の制度として、国会議員の任期延長を含めた緊急事態条項の新設が必要と主張。

立憲民主党は憲法が緊急時の対応を緊急集会に委ねていると主張し、任期延長のための改憲は反対だと表明した。

緊急集会は、衆院解散後に、予算など国会の議決を必要とする緊急の問題が発生した場合、参院が国会機能を暫定的に代行する制度。任期延長を巡り、衆院憲法審でその位置付けや機能が論議となつてゐるのを踏まえ、議題とした。

自民の山本順二与党筆頭幹事は、衆院解散時だけではなく、任期満了時も開催が可能かという論点があると指摘した。

開催期間の上限について、自民の松川るい氏は、解散から総選挙、特別国会までの最長七十日間を想定したものだと考えを示した。日本維新の会の音喜多駿氏も、七十日までとした上で、任期延長の改憲が必要だと語えた。

立民の杉尾泰哉野党筆頭

幹事は、緊急事態が収束しない場合は七十日間を超える開催も可能だと強調。緊急集会の機能強化について議論すべきだとした。

公明党の西田寛仁氏は、論点が多岐にわたる」とから、論議を深めつつ憲法学者の意見も聞きたいと語った。国民民主党の大塚耕平氏は緊急集会の在り方について、参院の意思を明確にする必要があるとした。

共産党的山添拓氏は「緊急事態条項は日本でも世界でも乱用された歴史がある」と述べ、新設に反対した。れいわ新選組の山本太郎氏は「最近の憲法審では国民の権利をわりに制限しようとする改憲提案ばかり議論している」と批判した。